

令和5年9月15日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小金澤 健 司

令和5年度 宿泊事業者と連携した道産水産物需要喚起・誘客促進事業に係る企画提案
の公募について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することと
いたしますので、ご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 事業名

令和5年度 宿泊事業者と連携した道産水産物需要喚起・誘客促進事業

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、参加表明書（別紙1）へ必要事項を記入の上、期限内
にメールで提出して下さい。

3. 提出物について

企画提案書及び見積書

4. 今後のスケジュール

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 参加表明 | 令和5年9月21日（木）12時まで |
| (2) 企画提案書の提出 | 令和5年9月28日（木）12時まで |
| (3) 審査会の実施 | 令和5年9月29日（金）予定 |
| (4) 結果通知 | 令和5年10月2日（月）予定 |

※6者以上の企画提案があった場合、書面審査により審査会に参加する5者を選定する場
合があります。

5. その他

本事業に関する説明会はございません。事業内容に関する質問を令和5年9月21日（木）
12時まで、eメールまたはFAXで受け付けます。回答については、全体を取りまとめの上、
参加表明した事業者に対して、9月22日（金）以降、速やかに通知します。

6. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064

佐々木 真 e-mail：s_makoto@visithkd.or.jp

柳原 由実子 e-mail：y_yanagihara@visithkd.or.jp

以 上

令和5年度 宿泊事業者と連携した道産水産物需要喚起・誘客促進事業に係る 企画提案指示書

1. 委託業務名

令和5年度 宿泊事業者と連携した道産水産物需要喚起・誘客促進事業の委託業務

2. 事業目的

中国が日本の水産物輸入を全面停止したことから、ホタテなど道産水産物が滞り、在庫が拡大する可能性があるほか、旅館やホテルで提供される魚介類の安全に対する風評などから観光業への影響も懸念される。

こうしたことから、道内宿泊事業者と連携し、宿泊客に対し、道産水産物を食材として積極的に提供することを通じ、需要喚起と安全性のPRに取り組むことにより誘客促進に繋げていくことを目的にキャンペーンを実施する。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

5. 予算上限額

30,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 自然災害、感染症の蔓延、官公庁または公的機関の命令または勧告等により、必要がある場合は、委託業務の内容及び予算上限額を変更、又は中止する場合がある。その場合は、機構と提案者の双方の協議により、提案内容の変更または契約しないことがある。

6. 委託業務内容

(1) キャンペーン概要

道産ホタテ等の水産物を積極的に提供している宿泊施設の取り組みをPRするとともに、対象宿泊施設を利用した方に、そこで食した美味しいホタテ等魚介類について、Instagram等で#タグを付けて発信していただき、投稿者には抽選で道産の魚介類やその場で抽選結果が分かり「旅ナカ」でも利用できるデジタルギフト等の賞品をプレゼントすることで、国内外の旅行者に本道観光のPR拡大を図る。

(2) 告知物の制作

- ① 国籍問わずキャンペーンの内容が理解できるロゴを制作すること。ロゴの作成に当たっては、北海道観光PRキャラクター「キュンちゃん」を活用すること。
- ② 日本旅館協会北海道支部連合会、日本ホテル協会北海道支部、北海道ホテル旅館生活衛生協同組合、全日本ホテル連盟北海道支部の4団体を通じて募集した宿泊施設で利用できるキャンペーンポスター、チラシ、卓上POPのデザイン案およびデジタルデータを制作すること。なお、キャンペーンポスターは印刷の上、参画する宿泊施設に送付すること。また、印刷卓上POPについては、日本語・英語・ハングル語・繫体字・簡体字を併記すること。
- ③ ランディングページを制作すること。

(3) キャンペーン告知

旅行会社やWEB、SNS等によりキャンペーンをPRすること。

(4) プレゼントキャンペーンの実施

対象宿泊施設を利用した方に、そこで食した美味しいホタテ等魚介類について、Instagram等で#タグを付けて発信していただき、投稿者には抽選で道産の魚介類やその場で抽選結果が分かり「旅ナカ」でも利用できるデジタルギフト等の賞品をプレゼントすること。

(例) 道産水産物セット 10名 (配送先国内のみ) + デジタルギフト 500円相当×2万人分

7. 事業実績報告書及び証憑書類等の納品

事業終了後、本事業の実施結果と成果について、令和6年3月8日(金)までに、以下の書類を提出すること。

(1) 事業実施報告書

事業終了後、次の報告書を提出すること。

- ① 概要版を含む事業実績報告書2部 (併せて電子データを提出すること)

(2) 成果物

以下の成果物をデータで提出すること

- ① 本業務における広告宣伝使用した素材データ一式

※ 事業費(委託料)は、事業終了後の事業実施報告書の提出をもって支払うものとする。

8. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

- (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 北海道に本店もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

- ⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しないものであること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

- ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。

- (3) コンソーシアムにおいては、(1)(2)の要件のほか、次のいずれの要件も満たすこと。

- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

- ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

9. 今後のスケジュール

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 当事業への参加表明 | 令和 5 年 9 月 21 日 (木) 12 時まで |
| (2) 企画提案書の提出 | 令和 5 年 9 月 28 日 (木) 12 時まで |
| (3) 審査会の実施 | 令和 5 年 9 月 29 日 (金) 予定 |
| (4) 受託事業者決定 | 令和 5 年 10 月 2 日 (月) 予定 |

10. 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、参加表明書（別紙 1）に会社名、所在地、担当者名、連絡先等、必要事項を記載の上メールにより申込すること。

- (1) 表明期限：令和 5 年 9 月 21 日 (木) 12 時まで
- (2) 参加表明書：別紙 1 のとおり
- (3) 表明先：公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階
TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064
佐々木 真 e-mail：s_makoto@visithkd.or.jp
柳原 由実子 e-mail：y_yanagihara@visithkd.or.jp

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限：令和 5 年 9 月 28 日 (木) 12 時まで
- (2) 提出場所：公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階
TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064
佐々木 真 e-mail：s_makoto@visithkd.or.jp
柳原 由実子 e-mail：y_yanagihara@visithkd.or.jp
- (3) 提出部数 6 部
(会社名、業務従事者氏名を記載したものを 1 部、記載しないものを 5 部)
- (4) 提出方法：提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。

12. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の企画は A 4 判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で 30 頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。
- ① これまでの事業実績
過去 3 年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。
なお、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。
- ② 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会

社等を明記し、具体的に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社を記載し、無記名の企画提案書については、事業提案者の業務担当者名について「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④ 見積書

費用項目の明細を記載すること。

13. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。日時及び場所については、別途通知する。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、かつ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象とする。
- (2) プロポーザル方式（価格考慮型）による審査会にて事業者を決定する。（企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。）
- (3) 企画提案者によるプレゼンテーションを基に審査する。なお、5者を超える企画提案があった場合、予め書類審査を行い、審査会に参加する5者を選定する場合がある。
- (4) 審査会に参加できない場合は、棄権とみなす。
- (5) 審査会時の追加資料の配布については認めない。
- (6) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行ったうえで審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。

14. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものであるか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか

15. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提案された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、機構と委託者が協議して決

定する。

- (6) 業務遂行にあたっては、機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議の上、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、機構に帰属するものとする。
- (10) 再委託の禁止について
再委託の予定がある場合は（下記②の業務に限る）、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め機構の承認を得る必要があるので留意すること。
*機構の承認を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。
 - ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
 - ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承認を要する。
 - ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。
- (11) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

16. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064
佐々木 真 e-mail：s_makoto@visithkd.or.jp
柳原 由実子 e-mail：y_yanagihara@visithkd.or.jp

参 加 表 明 書

令和5年度 宿泊事業者と連携した道産水産物需要喚起・誘客促進事業
に係る企画提案の参加表明を致します。

会 社 名	
所在地	
担当者名	部署・役職：
	氏名 ：
連絡先	TEL ：
	Email ：

提出期限：令和5年9月21日（木）12時

提 出 先：公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064
佐々木 真 e-mail：s_makoto@visithkd.or.jp
柳原 由実子 e-mail：y_yanagihara@visithkd.or.jp

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する令和5年度 宿泊事業者と連携した道産水産物需要喚起・誘客促進事業の委託業務（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和5年度 宿泊事業者と連携した道産水産物需要喚起・誘客促進事業の委託業務」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は _____ とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第 17 条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) ⑩